

消費税に関する届出書

Q 平成16年3月期の決算が終わりました。昨年度まで当組合の収益は賦課金収入のみで、消費税の免税事業者でしたが、この3月期は新たに共同購買事業の取扱手数料が加わり、平成16年3月期を基準期間とする平成18年3月期から消費税の課税業者となります。どのような届出書の提出が必要となりますか。

A 消費税の課税関係においては、基準期間（課税期間の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の課税業者となって、「消費税課税事業者届出書」の提出が必要となる。この場合、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であれば、「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、簡易課税制度を選択することができる。

（１）「消費税課税事業者届出書」（第3号様式）の提出

平成15年度の消費税改正により事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円（改正前5,000万円）を超える場合には、消費税の課税業者となり、その事由が生じた場合には、できるだけ速やかに「課税事業者届出書」を所轄税務署に提出しなければならない（消法57）。その後、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となったときは「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」（第5号様式）を提出する（消法57）。

（２）「消費税簡易課税選択届出書」（第24号様式）の提出

消費税の課税業者が、基準期間における課税売上高が5,000万円（平成15年度改正前2億円）以下であることを条件とする簡易課税制度の適用を受けようとするに

は、その課税期間の始まる日の前日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出しなければならない（消法37①）。

ただし、平成15年度の改正により、平成16年4月1日以後最初に開始する事業年度において、新たに課税業者となる事業者が、その最初に開始する事業年度中に「簡易課税制度選択届出書」を提出し、その届出書にその課税期間から簡易課税の適用を受ける旨を記載したときは、その課税期間の前日までにその届出書の提出があったものとみなす経過措置が講ぜられている。

この「簡易課税制度選択届出書」の効力は、「簡易課税制度選択不適用届出書」（第25号様式）の提出がない限り存続する。したがって、簡易課税の適用を受けていた事業者が、基準期間の課税売上高が5,000万円を超えたため、その適用が受けられなくなった後、再び基準期間の課税売上高が5,000万円以下となれば、その基準期間の課税期間においては、簡易課税制度適用事業者となる。

「簡易課税制度選択不適用届出書」は、事業を廃止した場合を除き、「簡易課税制度選択届出書」を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、提出することができない（消法37③）点に注意を要する。

インフォメーション

東京都中央会・多摩連絡所(立川)をご利用ください！

東京都中央会では、7多摩中小企業会館（立川市）に「多摩連絡所」を設置しています。毎週火曜日には、組合の設立や運営、決算関係の手続きをはじめ、組合全般に関するご相談をお受けしています。お気軽にご相談、ご利用ください。

相談日 毎週火曜日 午前9時30分～午後5時

場 所 多摩中小企業会館 地下1階（立川市錦町2-2-32 ☎042-525-6811）

相談に来訪の方は、相談内容と来訪時間を本会振興課（☎03-3542-0386）まで、事前にご連絡いただければ幸いです。